6　前項の場合において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第十条のうち、住民基本台帳法別表第一の改正規定及び同法別表第二の改正規定（同表の五の十二の項中「（昭和四十年法律第百四十一号）」を削る部分に限る。）は、適用しない。

（地方公務員災害補償法の一部改正）

第四十六条　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「及び」を「、特定医師手当及び」に改める。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第四十七条　日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「介護保険法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の規定による医師手当拠出金等、介護保険法」に改める。

第三十三条第一項第二号中「介護保険法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の規定による医師手当拠出金等、介護保険法」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十八条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十八条第三項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金（」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（」に、「「支払基金」を「「機構」に、「支払基金の」を「機構の」に改める。

（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法の一部改正）

第四十九条　救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「基本方針」の下に「及び同法第三十条の三の三第一項に規定する地域医療構想」を加え、「同項」を「同法第三十条の四第一項」に改める。

（子ども・子育て支援法の一部改正）

第五十条　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次及び第六章第三節第五款の款名中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第七十一条の十四の見出し中「支払基金」を「基盤機構」に改め、同条第一項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金（」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（」に、「「支払基金」を「「基盤機構」に改め、同条第二項及び第三項中「支払基金」を「基盤機構」に改める。

第七十一条の十五の見出し中「支払基金」を「基盤機構」に改め、同条第一項中「支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条」を「基盤機構は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条」に改め、同条第二項中「支払基金」を「基盤機構」に改める。

第七十一条の十六第一項、第七十一条の十七、第七十一条の十八、第七十一条の十九、第七十一条の二十及び第七十一条の二十一中「支払基金」を「基盤機構」に改める。

第七十一条の二十二第一項中「支払基金」を「基盤機構」に改め、同条第四項中「支払基金の理事長、理事又は監事」を「基盤機構の役員」に、「社会保険診療報酬支払基金法第十一条第二項又は第三項」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十四条第三項又は第四項」に改める。

第七十一条の二十四の見出し中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改め、同条第一項中「社会保険診療報酬支払基金法第九条第四項」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十二条第四項」に改め、同条第二項中「社会保険診療報酬支払基金法第三十二条第二項」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第四十三条第二項」に、「第十五条」を「第十八条」に改める。

第七十五条第二項及び第八十条の二中「支払基金」を「基盤機構」に改める。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正）

第五十一条　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第三項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「第十六条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第四項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第五十二条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項中「第九十三条第一項」を「第九十三条第一項第一号」に、「同項」を「同号」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第五十三条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表九十七の項中「よる」の下に「医療の給付又は医療費若しくは」を加え、同表百十七の二の項の次に次のように加える。

百十七の三	独立行政法人環境再生保全機構	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）による医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表百十八の項中「（平成十八年法律第四号）」を削り、同表百二十二の項の次に次のように加える。

百二十二の二	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第二条第二項に規定する関係県の知事	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法による療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表百二十五の項の次に次のように加える。

百二十五の二	社会保険診療報酬支払基金	特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）による特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

第五十四条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表百二十五の二の項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第五十五条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第三十条の四第十八項」を「第三十条の四第十七項」に、「同条第二項第十七号」を「同条第二項第十五号」に改める。